

令和7年度茨城県介護サービス情報の報告に関する計画

茨城県福祉部長寿福祉課

令和7年6月2日

1 目的

この計画は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の2の3第1項の規定に基づき、介護サービス情報の報告に関する計画（以下「計画」という。）を定め、茨城県（以下「県」という。）内の介護サービス事業者が提供する介護サービスの情報公表に係る事務の効率的かつ円滑な実施に資することを目的とする。

2 実施方法

（1）計画の基準日 令和7年4月1日

（2）計画の期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

（3）報告の対象となる介護サービス事業者（以下「対象事業者」という。）

次のア、イ又はウに該当する事業者。ただし、災害対応等、報告を行うことができないことにつき正当な理由がある者を除く。

ア 令和7年4月1日現在で指定又は許可（以下「指定等」という。）を受けており、計画の基準日前1年間に於いて介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超える事業者

イ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに指定等を受け、新たに介護サービスの提供を開始する事業者

ウ 令和7年3月31日までに休止し、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに再開した事業者であって、計画の基準日前1年間に於いて介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超える事業者

（4）報告の対象となる介護サービスの種類

ア 訪問介護、夜間対応型訪問介護

イ （介護予防）訪問入浴介護

ウ （介護予防）訪問看護

エ （介護予防）訪問リハビリテーション

オ 通所介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、療養通所介護

カ （介護予防）通所リハビリテーション

キ （介護予防）特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

ク （介護予防）福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売

ケ （介護予防）小規模多機能型居宅介護

コ （介護予防）認知症対応型共同生活介護

サ 居宅介護支援

シ 介護福祉施設サービス、（介護予防）短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

ス 介護保健施設サービス、（介護予防）短期入所療養介護（介護老人保健施設）

セ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

ソ 看護小規模多機能型居宅介護

タ 介護医療院サービス、（介護予防）短期入所療養介護（介護医療院）

(5) 報告の方法

ア (3) アに定める事業者

(ア) 報告は、原則として「介護サービス情報報告システム」(以下「報告システム」という。)により行うものとし、報告期限は別に定めるものとする。

(イ) 報告内容は、介護保険法施行規則(平成 11 年厚生労働省令第 36 号。以下「規則」という。)別表第 1 及び別表第 2 に掲げる事項とする。

イ (3) イに定める事業者

(ア) 報告は、原則として報告システムにより行うものとし、報告期限は別に定めるものとする。

(イ) 報告内容は、規則別表第 1 に掲げる事項とする。

ウ (3) ウに定める事業者

(ア) 報告は、原則として報告システムにより行うものとし、報告期限は事業を再開した日の属する月の翌々月の 25 日までとする。

(イ) 報告内容は、規則別表第 1 及び別表第 2 に掲げる事項とする。

(6) 介護サービスの提供の休止・廃止の取扱い

対象事業者で計画の対象期間中に介護サービスの提供を休止した場合、休止中は報告の義務がないものとし、既に公表している介護サービス情報がある場合はこれを非公表とする。ただし、休止から令和 8 年 3 月 31 日までに介護サービスの提供を再開した場合は、対象事業者と同様に取り扱う。

対象事業者で計画の対象期間中に介護サービスの提供を廃止した場合、廃止後は報告の義務がないものとし、既に公表している介護サービス情報がある場合はこれを非公表とする。

3 介護サービス情報の修正等の取扱い

対象事業所は、公表後の情報の内容に変更がある場合は、報告システムにて変更内容を入力する。

4 是正命令を受けた対象事業者に係る介護サービス情報の取扱い

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 115 条の 35 第 4 項の規定により、知事から報告を行うこと若しくは報告内容の是正又は調査を受けることを命じられた対象事業者については、介護サービス情報の報告、調査及び情報公表の実施方法を知事が別に定めるものとする。